

## **「生命保険を活用した遺産分割」**

被相続人の遺志を反映させた遺産分割を実現する為には、遺言書の作成が代表的です。ただ、その他に生命保険を利用し死亡保険金受取人を指定することでそれに代用することが可能です。生命保険は換金性も非常に高く相続財産としても優れておりますので、この方法を利用しない手はないでしょう。(昨今の経済状況下では生命保険会社の安全性について、よく検討することが非常に重要です。保険会社を分散することでリスクを分散することも検討下さい。)

**対象保険商品：終身保険・長期の定期保険**

保険契約毎に受取人を指定する方法もあれば、一保険契約の受取人を複数指定し、割合等で受取額を明確にすることも可能です。

遺言書同様被相続人本人が受取人を指定しますので、本人以外が受取人を変更することは原則出来ません。 本人の遺志が守られています。

お身体の状況が、生命保険に入ることが出来る間(80歳を越えるとお体の状況が良くても生命保険に加入することが原則難しくなりますのでご注意下さい。)に選択する必要がありますので、お元気な内に将来を考え加入を検討下さい。